

2 2 農業生產基盤情報通信環境整備事業関係

(1) 農業生産基盤情報通信環境整備事業の仕組みを教えてください。

事業内容

農村地域における農業農村インフラ（ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤をいう。）の管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境を整備する。

事業の種類

1 計画策定事業

(1) 計画策定支援事業（一般型）

ア 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査

事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討

イ 試行調査の実施

(1) の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。）

ウ 専門家の派遣、ワークショップ

(1) の作業を補完するとともに、地域のニーズに沿った情報通信施設の整備に関する合意形成を促進するため、農業農村における情報通信施設整備に精通した専門家の派遣やワークショップを実施

エ 整備計画の策定

(1) ～ (3) の成果を取りまとめ、施設整備事業を字資するための基礎となる「情報通信環境整備計画（仮称）」を策定

(2) 計画策定支援事業（先進的情報通信環境整備型）

上記（１）アからエまでに加え衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能の検討（検討に必要な機器の設置を含む。）

（３）計画策定支援事業（土地改良区運営基盤強化型）

- ①上記（１）アからエに加え事業実施主体が農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るために整備する情報通信施設の土地改良区組合員以外の利用者との調整等運用手法の検討
- ②情報通信分野の知見に長けた人物を育成するための研修の実施

イ 計画策定促進事業

- （１）農業農村の情報通信環境整備に関する全国横断的な課題への対応策及び横展開に関する取組
- （２）農業農村の情報通信環境整備に取り組む地区への専門的な課題サポートに関する取組

2 施設整備事業

- （１）農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化の促進に必要となる施設の整備

ア 無線通信用施設及び設備（無線基地局）

イ 伝送用専用線（光ファイバ）

ウ ア及びイの設置、運用に必要な施設及び設備

エ ア及びイを活用して農業農村インフラの監視、制御やスマート農業を行うための設備

オ ア及びイを活用して地域活性化に有効利用するための設備

カ RTK-GNSS 基準局及び RTK-GNSS 基準局を利用してスマート農業を行うための整備

キ アからカまでの設置に要する経費

ク アからカまでの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む）

※ア、イ、カのいずれかについて、必ず実施するものとする。

事業主体

都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会

採択要件

1 計画策定事業

(1) 計画策定支援事業

- ア 事業実施計画を策定していること。
- イ 1地区あたりの事業工期が原則2年以内であること
- ウ 土地改良区運営基盤強化型については、1の(3)の①の内容を必ず実施するものとする。

(2) 計画策定促進事業

- ア 事業実施計画を策定していること。
- イ 1地区あたりの事業工期が1年以内であること。

2 施設整備事業

(1) 事業実施計画を策定していること。

(2) (1)に加え、下記の条件を満たすこと。

- ア 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること。
- イ 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあたっては、アに加え、受益面積の合計が20ヘクタール以上であること。
(中山間地域は5ヘクタール以上)
- ウ スマート農業のための情報通信施設整備にあたっては、アに加え1地区あたりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- エ RTK-GNSS基準局の整備にあたっては、利用可能な近傍の公設RTK-GNSS基準局との離隔が原則半径10km以上であること。

- (3) 1 地区あたりの事業工期が原則 3 年以内であること。ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による機関延長等を考慮し、最大 5 年とすることができる。

※ 事業実施主体は、「農業生産基盤情報通信環境整備事業実施要領」中の参考様式第 1 号の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業計画等に添付して提出するものとする。

補助率

国	県	市町村 地元	備考
100.0%	—	—	計画策定事業
50.0% (55.0%)	14%	36% (31%)	施設整備事業

- ・特定農山村法、山村振興法、過疎法の各法に定める指定地域については括弧書きの割合となります。